

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○計画推進の体制と方策

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○用語解説

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者・行政の代表など17名の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

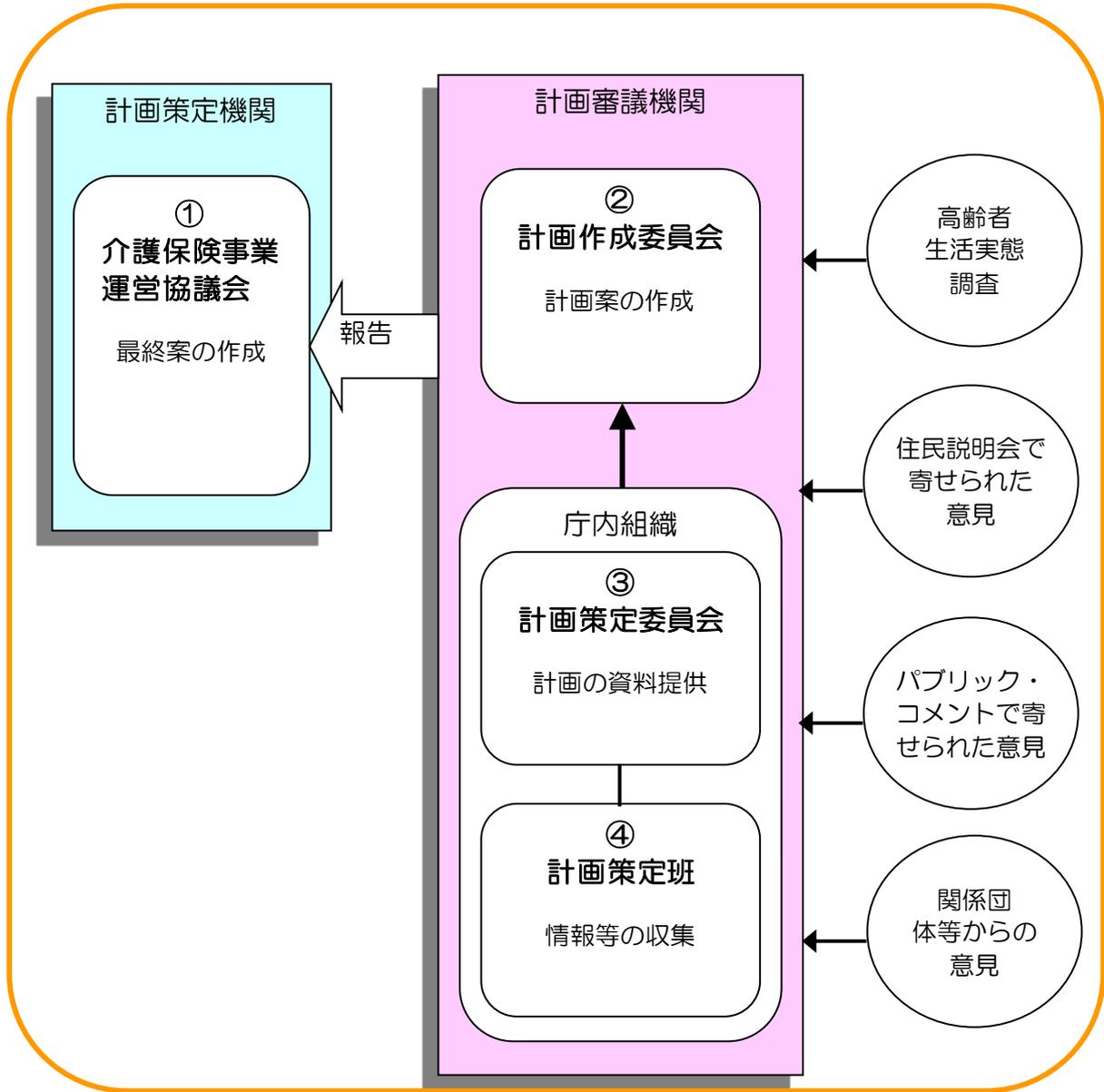
③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、福祉等を始め関係部署の課長・所長17名で構成しました。

④ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の下に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班を置き、資料の収集及び調査研究を行い、必要な資料を作成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

平成 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③計画策定委員会 ④計画策定班	市の動き
19					
	9				高齢者生活実 態調査
20					
	5	第1回運営協議会		第1回策定委員会	
	6			第1回策定班	
	7		第1回作成委員会		
	8		第2回作成委員会		
	9				
	10		第3回作成委員会		
	11		第4回作成委員会		
	12	第2回運営協議会			
21					
	1				パブリック・ コメント
	2	第3回運営協議会	第5回作成委員会 第6回作成委員会		住民説明会

[各会議の概要]

第1回運営協議会

平成20年 5月 9日 (金)

- 1) 介護保険事業の分析について
- 2) 生活機能評価について
- 3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制について

第1回作成委員会

平成20年 7月 9日 (水)

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 2) 高齢者生活実態調査結果について
- 3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について
- 4) 次期計画の骨子(案)について

第2回作成委員会

平成20年 8月25日 (月)

- 1) 高齢者保健福祉施策について①
- 2) 地域支援事業について①
- 3) 地域包括支援センターについて
- 4) 市町村特別給付について

第3回作成委員会

平成20年10月20日 (月)

- 1) 高齢者保健福祉施策について②
- 2) 地域支援事業について②
- 3) 次期計画における施設等の整備基盤について
- 4) 介護サービスの見込量等について
- 5) 地域包括支援センターについて

第4回作成委員会

平成20年11月25日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
- 2) パブリック・コメント及び住民説明会について

第2回運営協議会

平成20年12月16日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
- 2) パブリック・コメント及び住民説明会について

第5回作成委員会

平成21年 2月 3日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
- 2) 次期介護保険料について
- 3) 住民説明会の結果について

第6回作成委員会

平成21年 2月18日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画最終案について
- 2) パブリック・コメントの結果について

第3回運営協議会

平成21年 2月24日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画最終案について

第1回策定委員会 平成20年5月27日（火） 計画策定体制について

第1回策定班会議 平成20年6月19日（木） 計画について

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 平成19年10月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や介護保険および保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

①一般高齢者

要介護認定（申請）を除く65歳以上の市民 3,000人

②若年者

要介護認定（申請）を除く40歳以上65歳未満の市民
1,000人

③在宅要介護認定者

要介護認定を受けている65歳以上の在宅の市民2,000人

④施設入所者

市内の介護保険施設に入所している方 500人

[ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査]

調査時期 平成19年9月～10月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯における健康状態や生活実態を把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象 平成15年度ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯状況把握調査対象者のうち、要介護認定を受けている方・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・特定高齢者として把握されている方を除いた65歳以上の市民の中から、1,000名を無作為抽出し調査を実施した。

[住民説明会]

内 容	①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ②認知症について（認知症サポーター養成講座）
開催日・会場	平成21年1月10日（土） 二和公民館 平成21年1月13日（火） 高根台公民館 平成21年1月16日（金） 東部公民館 平成21年1月17日（土） 中央公民館 平成21年1月18日（日） 西部公民館

[パブリック・コメント]

内 容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
期 間	平成21年1月5日（月）～2月4日（水）
対 象	市内在住、在勤、在学の人、事業者など
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課、 行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター 出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、老人福祉センター 保健センター

計画推進の体制と方策

[計画推進の体制]

船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者など18名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から計画の進捗状況について調査、審議を行います。

[計画推進の方策]

介護保険事業運営協議会において、第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の推進状況について調査・審議を行います。また市の要援護高齢者及びその家族の権利擁護に努めることとします。

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者 2名
- 二 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- 三 被保険者の代表者 2名
 - 1) 第一号被保険者の代表者 1名
 - 2) 第二号被保険者の代表者 1名
- 四 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- 一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- 二 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- 三 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- 四 介護保険に関する施策の重要事項
- 五 その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、「苦情等」のため調査等を指示する場合には、国が示す「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」に基づくものとする。

3 協議会は、「苦情等」のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

5 協議会は、「苦情等」のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種 別	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	准 教 授	藤 野 達 也
		弁護士		斉 藤 吉 宏
2号委員	保健・医療 又は福祉の 専 門 家	社団法人船橋市医師会	会 長	◎ 清 水 正 寛
		社団法人船橋歯科医師会	会 長	廣 岡 理 昭
		社団法人船橋薬剤師会	会 長	土 居 純 一
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会 長	栗 原 宣 夫
		社団法人千葉県看護協会		大 野 律 子
		(社・福) 船橋市社会福祉協議会	会 長	加 藤 健
		財団法人船橋市福祉サービス公社	常 務 理 事	松 本 泰 彦
		船橋市民生児童委員協議会	会 長	石 井 庄太郎
		船橋市自治会連合協議会	副 会 長	○ 三 井 隆 志
		千葉県在宅サービス事業者協議会	会 長	畔 上 加代子
		(社) 認知症の人と家族の会		永 島 光 枝
3号委員	被保険者の 代 表 者	第1号被保険者		戸 塚 静 雄
		第2号被保険者		石 毛 利 幸
4号委員	要介護等被保険者の家族の代表者		市 民 代 表	土 屋 晋 作
			市 民 代 表	柏 木 義 吉
			市 民 代 表	齊 藤 美江子
			18 名	

◎会長 ○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、両計画の個別的、専門的事項について審議し、一体性のとれた計画を策定するため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案に関する事項
- (2) その他運営協議会から付議された事項

(組織)

第3条 作成委員会は、17名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、運営協議会会長の推薦により市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (13) 行政

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部介護保険課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	団体名等	役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	准教授	藤 野 達 也
2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会の委員	船橋市自治会連合協議会	副会長	○ 三 井 隆 志
		市民代表		齊 藤 美江子
3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員	千葉県看護協会		大 野 律 子
4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員	認知症の人と家族の会		永 島 光 枝
5号委員	船橋市医師会代表	同左	副会長	◎ 深 沢 規 夫
		同左	地域福祉担当理事	玉 元 弘 次
6号委員	船橋歯科医師会代表	同左	副会長	古 池 輝 久
7号委員	船橋薬剤師会代表	同左	副会長	高 橋 眞 生
8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	同左		渡 来 直 治
9号委員	船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表	同左		池 田 嘉 人
10号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会代表	同左	会長	畔 上 加代子
11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	同左	副会長	杉 田 勝
12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	同左	副会長	百 瀬 茂 雄
13号委員	行政	健康福祉局	局長	須 田 俊 孝
		健康部	部長	加賀見 実
		福祉サービス部	部長	中 嶋 祥 治
			17名	

◎ 会長 ○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画を作成するための必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 策定委員会の委員長は、福祉サービス部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(策定班の設置)

第5条 策定委員会の委員を補佐し議題に対する資料及び情報の収集を行い、策定委員会の議題について研究し提案するために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班（以下「策定班」という。）を設置する。

- 2 策定班は、委員の属する所属職員の中からその委員の推薦により、委員長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、福祉サービス部介護保険課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成20年5月9日から施行する。
- 2 この要綱は平成21年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員

部 名	委 員
健康部	健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長
保健所	保健予防課長
福祉サービス部	地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長 障害福祉課長 生活支援課長 ケア・リハビリセンター所長
企画部	企画調整課長 総合交通計画課長
財政部	財政課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

用語解説

あ行

NPO

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション(non-profit organization)」の略。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織のことをいう。

アセスメント

初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

インフォーマルサービス

友人、近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みによるさまざまなサービスのこと。

か行

介護サポーター

介護サポーターとは、定期的に介護施設等で、入所者や利用者の方々との話し相手や散歩の付き添い、洗濯物をたたんだりシーツ交換などの作業を行うボランティアのこと。介護についての基礎的な研修を受講後、専門家の指導を受けながら、実際に介護ボランティアとして活動する。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、施設サービス計画に基づき必要な介護及び日常生活の世話を行う。要介護認定を受けた者が利用可能となる。

ケア

介護、世話。

ケアプランとは、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

要介護または要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用に当たりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者。

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法。

軽費老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の種類。無料または低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする入所施設。給食サービスがあるA型と自炊のB型およびケアハウスの3種がある。

激変緩和措置

激変緩和措置とは、平成17年度税制改正により、収入額が以前と変わらないにもかかわらず、住民税が非課税から課税となることにより、介護保険の段階が4または5段階になった方の急激な負担増を緩和するため、平成18年度から保険料を段階的に引き上げる措置のこと。

高齢者円滑入居賃貸住宅

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅のこと。

高齢化率

高齢化率(%) = 高齢者人口 ÷ 人口 × 100

高齢者人口とは、65歳以上人口のこと。また、一般的に高齢化率が14%以上の社会を高齢社会、21%以上を超高齢社会と呼んでいる。

個室・ユニット(ユニット型個室)

入所施設において、食堂・リビングの共同生活ルームを囲むように配置された個室のこと。厚生労働省が推進する、全室個室の新型特別養護老人ホームに導入されている。

コーディネーター

一般的には、仕事の流れを円滑にする調整役のことを指している。社会福祉の援助活動においては、援助に携わるほかの職種の人との調整役をいい、特に地域援助活動では地域内の施設や機関、団体などの間を統合的に調整する重要な役割を担っている。また、個別援助活動においては、ケアマネジメントを推進するうえでの調整役をいう。

コミュニティ

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。

さ行

社会福祉協議会

営利を目的とせず、民間の社会福祉活動の推進を目的とした社会福祉法人。都道府県、特別区、政令指定都市、市町村単位に設置されており、又、都道府県社会福祉協議会の連合会として、全国社会福祉協議会も設置されている。

地域住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っている。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。

GPS (Global Positioning System)

全地球測位システム、汎地球測位システムとも言い、地球上の現在位置を調べるための衛星測位システム。元来は軍事用のシステム。

主任ケアマネジャー

2006年度から介護保険制度の一環として新設された資格で、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的マネジメントを担う職員として配置が義務づけられている。資格は、一定年数の実務経験、研修、能力評価により付与される。

将来フレーム

将来における人口や世帯の状況など、将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。

所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階により保険料率が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正した値である。(各所得段階別被保険者見込み数×各段階の保険料の基準額に対する割合)

生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称である。

た行

退院時カンファレンス

退院時に患者の症状や臨床所見について検討するための会議のこと。

地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。(日本リハビリテーション病院・施設協会)

団塊の世代

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。「昭和 22 年から 26 年頃までに生まれた人々」(1947 年から 1951 年頃まで)。

超高齢社会

高齢化率の項を参照

特定施設

介護保険法第 7 条第 16 項及び、施行規則第 15 条により定められた、有料老人ホーム、介護対応型軽費老人ホームのこと。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者の方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障害者の社会参加を困難にするソフト面での障害（制度、偏見等）の除去も含む。

パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

ビジョン

長期的な目標。展望。

フォーマルサービス

公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスのことをいう。具体的には、介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。

ブランチ

枝分かれたもの。部門。支店。

在宅介護支援センターは住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け集約した上で、地域包括支援センターにつながるための「窓口」となっている。

プロセス

手順。過程。経過。

な行

内臓脂肪症候群

内臓脂肪型肥満に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」の危険因子のうち二つ以上をあわせ持った状態。メタボリックシンドロームとも言う。

認知症

介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されている。

ま行

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群の項を参照

モニタリング

援助内容を継続的に管理（評価）すること。

や行

要支援・要介護認定

介護保険の保険給付を利用できるのは支援または介護が必要であると市が認めた人に限られる。そのため利用を希望する場合、全国共通の基準により、認定の調査票及び主治医の先生からの意見書をもとに判定する。

ら行

リハビリテーション

リハビリテーションとは「再び人間らしく生きる」ことである。リハビリテーションの理念は、たんに運動障害の機能回復訓練の分野をいうのではなく、障害を持つがゆえに、人間的な生活条件から疎外されている者の全人間的復権を目指す技術、および社会的・政策的対応の総合的体系である。